

武環発第145-1号

平成30年1月18日

愛知県知事 大村 秀章 様

武豊町長 糸山 芳輝



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の規定に基づき、知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を、別添のとおり作成しましたので、送付します。

担当 武豊町生活経済部環境課  
電話 0569-72-1111（内線353）



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要と当該意見についての都市計画決定権者の見解

縦覧期間 平成 29 年 11 月 10 日（金）～平成 29 年 12 月 11 日（月）  
 意見書提出期限 平成 29 年 12 月 25 日（月）  
 意見書提出数 2 通  
 意見書意見数 計 38 意見  
 意見の分類 表 1 に示すとおり

表 1 準備書についての意見書の意見の分類

分 類	数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	
(1) 都市計画対象事業の目的に関すること	4
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること	8
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見	
(1) 自然的状況に関すること	1
3 環境影響の調査、予測及び評価に関する意見	
(1) 大気質に関すること	6
(2) 騒音及び超低周波音に関すること	9
(3) 振動に関すること	1
(4) 地盤・土壌に関すること	1
(5) 日照阻害に関すること	1
(6) 動物に関すること	1
(7) 景観に関すること	2
(8) 廃棄物等に関すること	2
(9) 温室効果ガス等に関すること	1
4 その他に関する意見	
(1) 資料編に関すること	1
合 計	38

意見書の意見の概要と当該意見についての都市計画決定権者の見解

表 2(1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 12 意見）		
(1) 都市計画対象事業の目的に関すること（計 4 意見）		
①	p. 3 で南知多町と美浜町の知多南部クリーンセンターは平成 10 年 4 月稼働と他の 2 施設より 7~8 年新しいが、無理に集約する必要はあるのか、南知多町と美浜町にとってはまだ 7 年以上使える施設を更新する無駄な投資となる。	本事業は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 10 年 10 月）」（現：「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 21 年 3 月）」）を踏まえて策定した「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成 13 年度）」に沿う形で知多南部地域のごみ処理を 1 施設に集約し、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した新たなごみ処理施設（ごみ焼却施設）の整備を目的として実施しております。
②	p. 3 で現有施設の状況が示してあるが、知多南部クリーンセンターは平成 10 年 4 月に稼働したが、「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及び PFI 導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」p. 9 では平成 20、21 年度に白煙防止用空気予熱器、ろ過式集塵機、火格子等の大規模補修を計 5 億円弱で実施したばかりであり、通常はこの後 10 年近くは使用できるものである。また、p. 12 では、「耐用期間 15~16 年をピークに多少耐用の長い方に裾を引く分布となっており、最長は 30 年となっている。ただし、近年に建設された施設については、その後の焼却技術の改良等によりこれよりも耐用期間が長くなっていると考えられる。」としており、経済的耐用年数 14 年に基づく廃止は受け入れられない。こうした施設を廃止する明確な理由を示すべきである。	
③	p. 3 で知多南部クリーンセンターは平成 10 年 4 月に稼働したばかりなのに、「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及び PFI 導入可能性調査（平成 19 年 3 月）」p. 13 で経済的耐用年数が平成 24 年と強引に導いた結果を前提としているが、半田市クリーンセンターは平成 3 年 3 月稼働、常滑武豊衛生組合クリーンセンター常武は平成 2 年 3 月稼働と、すでに 26 年以上稼働しており、こうした例からみても、知多南部クリーンセンターを 19 年間で廃止するのは無駄な投資である。	

表 2(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
④	<p>p. 5 で事業実施区域の選定経緯として、“平成 19 年 7 月…半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地に決定したが、…環境影響評価の調査・手続きを実施していたところ、平成 23 年 9 月…基準値を超えるダイオキシン類等が検出された。…そのため、供用開始時期を 5 年間延伸し…代替候補地の有無について…改めて検討することとした。”とあるが、この経験が十分生かされていない。</p> <p>新たな武豊町の事業予定地は、中山名古屋共同発電（株）名古屋発電と日本化学工業愛知工場の間であり、土壌含有量では、鉛が 24 地点中 22 地点で土壌含有量基準を超え p. 601、土壌ガス濃度では、テトラクロロエチレンが 24 地点中 1 地点で検出され p. 603、検出された 1 地点だけで詳細調査の土壌溶出量と地下水調査を行い“基準に適合”としている p. 607。土壌溶出量では、ふっ素及びその化合物が 24 地点中 3 地点で土壌溶出量基準を超えた p. 608。また、問題となったダイオキシン類については、わずか 3 地点の調査だけで、“全ての地点で環境基準に適合していた”p. 610 としているが、周辺の調査地点より高濃度である。こうした土壌汚染が明らかである事業予定地であるため、地歴調査を追加記載するとともに、選定経過の比較検討の環境面で考慮すべきである。</p>	<p>平成 19 年 7 月、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議において、新たなごみ処理施設の建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地（旧法処分場跡地）に決定しました。</p> <p>環境影響評価の調査・手続きを実施していたところ、平成 23 年 9 月、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水の一部から、一般廃棄物最終処分場に適用される廃止基準値を超えるダイオキシン類等が検出されました。この建設予定地において、新ごみ処理施設を建設する際は、現況地盤を掘削することにより廃棄物層保有水が地下水等へ浸出するおそれがあるため、その対策工事を実施する必要があることが判明しました。そのため、代替候補地の有無について、2 市 3 町で改めて検討することとしました。</p> <p>建設予定地の選出にあたっては、半田市の建設予定地と選出した代替候補地 3 箇所について、土地利用環境面、用地買収面及び経済面から比較検討を行いました。</p> <p>組合構成市町 2 市 3 町の首長より、武豊町地内の区域のみが代替地になりうるという合意を得た後、武豊町地内の区域を都市計画対象事業実施区域に選定しました。</p> <p>なお、事業実施区域で土壌及び地下水の汚染が判明したことから、工事着手前に土地の形質変更部分に対する土壌汚染状況調査・詳細調査等を実施し、その結果に基づいて汚染土壌の除去等の適切な措置を講じてまいります。</p>

表 2(3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																						
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること (計 8 意見)																																																								
⑤	<p>p. 14 処理能力が 283t/日とあり、方法書段階の 380t/日は大幅に削減されたが、まだまだ過大である。まず、焼却能力を削減した理由の根拠を追加説明すべきである。</p> <p>「知多南部地域ごみ処理基本計画（平成 28 年 8 月）」に基づき、計画施設の供用開始（平成 34 年度予定）後の焼却処理量の推計値に脱水汚泥及び災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定した。”とあるが、焼却処理量の推計の基本となる人口について、出典の知多南部地域ごみ処理基本計画 p. 82 では”半田市にて推計した将来推計人口…常滑市総合計画の数値を反映する…南知多町による推計値の数値を反映する…美浜町による推計値の数値を反映する…第 5 次武豊町総合計画・後期戦略プランの数値を反映する”とあり、それぞれ勝手な推計値を用いている。</p> <p>また、各自治体で人口推計の基本としている国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（H25. 3 推計）』（下表）より過大となっている。</p> <p>例えば常滑市総合計画 p. 3 では平成 37 年（2025 年）に 59,240 人になるので、各種施策の推進で 59,916 人にするとしているが、知多南部地域ごみ処理基本計画では希望的観測の 59,916 人を用いている。しかし、『日本の地域別将来推計人口』では、52,784 人に減少すると推計されている。</p> <p>事実、「知多南部地域ごみ処理基本計画（平成 28 年 8 月）」p. 10 で“老年人口が人口の 20%以上を占め、少子高齢化が進んでいる。”と明記している。</p> <p>『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』</p> <table border="1" data-bbox="311 1187 1037 1556"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">総人口 p109</th> <th colspan="3">国立社会保障・人口問題研究所</th> </tr> <tr> <th></th> <th>2010(H22)</th> <th>2015(H27)</th> <th>2020(H32)</th> <th>2025(H37)</th> <th>2030(H42)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半田市</td> <td>118,828</td> <td>119,858</td> <td>119,579</td> <td>118,373</td> <td>116,530</td> </tr> <tr> <td>常滑市</td> <td>54,858</td> <td>54,621</td> <td>53,855</td> <td>52,784</td> <td>51,505</td> </tr> <tr> <td>南知多町</td> <td>20,549</td> <td>19,115</td> <td>17,773</td> <td>16,385</td> <td>15,024</td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>25,178</td> <td>24,193</td> <td>23,237</td> <td>22,181</td> <td>21,109</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td> <td>42,408</td> <td>43,101</td> <td>43,202</td> <td>42,907</td> <td>42,339</td> </tr> <tr> <td>2市3町計</td> <td>261,821</td> <td>260,888</td> <td>257,646</td> <td>252,630</td> <td>246,507</td> </tr> <tr> <td>準備書p12</td> <td></td> <td>261,348</td> <td>259,976</td> <td>257,565</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		総人口 p109		国立社会保障・人口問題研究所				2010(H22)	2015(H27)	2020(H32)	2025(H37)	2030(H42)	半田市	118,828	119,858	119,579	118,373	116,530	常滑市	54,858	54,621	53,855	52,784	51,505	南知多町	20,549	19,115	17,773	16,385	15,024	美浜町	25,178	24,193	23,237	22,181	21,109	武豊町	42,408	43,101	43,202	42,907	42,339	2市3町計	261,821	260,888	257,646	252,630	246,507	準備書p12		261,348	259,976	257,565		<p>ごみ焼却施設の処理能力は、知多南部広域環境組合構成市町における人口、ごみ処理の実績及び推計並びに今後のごみの減量・資源化に関する施策等を踏まえて策定した「知多南部地域ごみ処理基本計画（平成 28 年 8 月）」に基づき、計画施設の供用開始（平成 34 年度予定）後の焼却処理量の推計値に脱水汚泥及び災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定しております。</p>
	総人口 p109		国立社会保障・人口問題研究所																																																					
	2010(H22)	2015(H27)	2020(H32)	2025(H37)	2030(H42)																																																			
半田市	118,828	119,858	119,579	118,373	116,530																																																			
常滑市	54,858	54,621	53,855	52,784	51,505																																																			
南知多町	20,549	19,115	17,773	16,385	15,024																																																			
美浜町	25,178	24,193	23,237	22,181	21,109																																																			
武豊町	42,408	43,101	43,202	42,907	42,339																																																			
2市3町計	261,821	260,888	257,646	252,630	246,507																																																			
準備書p12		261,348	259,976	257,565																																																				
⑥	<p>p. 12 将来人口の過大見積りの上に、排出量も過大である。人口推計及び将来焼却処理量の表から、総排出量/人口を計算すると、平成 32 年から平成 37 年までは 0.349t/年/人であり、可燃ごみ焼却処理量/人口を計算すると、平成 32 年から平成 37 年までは 0.273t/年/人と、毎年同じ比率になっている。人口の増加施策は困難でも、一人当たりのごみ排出量の削減策はいろいろあり、そうした施策を取り入れた焼却量を推定すべきである。</p>																																																							

表 2(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
⑦	<p>p.7 の都市計画対象事業の処理能力 280t/日は過大すぎる。廃棄物処理法第 5 条の 2 により環境大臣が定めた基本方針に則して、第 5 条の 5 により愛知県が定めた「愛知県廃棄物処理計画」(平成 24～28 年度) p.46 では、一般廃棄物の減量化の目標量として、「排出量は 9%減」としている。この「愛知県廃棄物処理計画」に反するような過大な処理能力は認められない。県の環境審議会で十分慎重な審議をしていただきたい。</p>	<p>意見番号⑤に同じ</p>
⑧	<p>p.9 余熱利用として、発電のほかに“武豊町屋内温水プール(仮称)への熱供給”があるが、その場所を計画施設の配置図 p.11 に示し、熱供給の費用など維持管理方法はどうかを明記すべきである。</p>	<p>余熱利用施設については、別事業として検討しております。</p>
⑨	<p>p.10 の都市計画対象事業の内容で、計画ごみ質があるが、低位発熱量が低すぎる。低質ごみが 6,110kJ/Kg、基準ごみが 10,670kJ/Kg、高質ごみが 15,240kJ/Kg となっているが「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及び PFI 導入可能性調査(平成 19 年 3 月)」p.2 の計画ごみ質の検討で、「実績値(最高:半田市クリーンセンター(平成 16 年 1 月 7 日) 18,912kJ/kg、最低:クリーンセンター常武(平成 13 年 1 月) 4,412kJ/kg)」とある。低質ごみは若干の余裕を見ているが、高質ごみについては半田市クリーンセンターの実績最高の 18,912kJ/kg の 8 割しかない。プラスチックなど発熱量の高い高質ごみを焼却すると、焼却施設の損耗が激しく、設計や維持管理には十分な注意が必要となる。その発熱量を少なく見積もって設計してはならない。最高、最低の各 1 データだけではなく、もっと多くのデータでそのバラツキ、最高と最低の値を確認して、適切な低位発熱量を設定すべきである。</p> <p>なお、この点について、基本となる「知多南部地域ごみ処理基本計画」p.57 ではごみ質の推移で、半田市クリーンセンターの平成 26 年度のごみの組成分析(乾ベース)、ビニール・合成樹脂・皮革類 16.0%で、過去 5 年間増加してきていることは判明するが、低位発熱量に触れていないまま、計画ごみ質を突然記載することは問題がある。</p>	<p>計画ごみ質については、「知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備計画(平成 29 年 3 月)」において、既存焼却施設の処理量等の基礎データの把握、低位発熱量等を使った 2 市 3 町の合成ごみ質の算出(実績ベース)、分別後のごみ質の算出等の将来の分別収集によるごみ質への影響等の検討を行い設定しました。</p>
⑩	<p>p.26 “雨水については、計画施設の屋根に降った分を貯留し、植栽への散水等に使用し、余剰が生じた場合は既設排水管に排水し、東側海城に放流する。”とあるが、計画施設の屋根や場内に降った雨水は、水質汚濁防止法が“「排水水」とは、…公共用水域に排出される水をいう。”として、汚水ではなく雨水を含む“水”を規制対象としており、そのまま放流するようなことがあってはならない。鉛、水銀、ダイオキシン類などの有害物質が含まれている可能性があるため、雨水があふれ出すことがないような十分な貯留槽を設計すべきである。また、少なくとも貯留水の適切な水質分析が必要である。</p>	<p>場内からの油やごみ等については、建物内及び洗車場等で留まるようにし、雨水によって流出しないように努めてまいります。</p>

表 2(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
⑪	33 ページの環境配慮事項について、方法書では、廃棄物運搬車両を可能な限り使用すると記載してあったが、準備書の環境配慮事項ではその記載がない。 225 ページの方法書に対する見解でも、「低公害車の導入を促進するよう求めてまいります」と記載していることと矛盾するのではないか。	廃棄物運搬車両については、方法書に対する見解と同様、低公害車の使用に努めてまいります。なお、その旨は、p. 457 の環境保全措置に記載しております。
⑫	455 ページの環境保全措置について、低公害車は使用しないのか。33 ページの環境配慮事項の記載と矛盾しないか。	工事中資材等運搬車両については、可能な限り低公害車を使用してまいります。なお、その旨は、p. 33 の環境配慮事項に記載しております。

2. 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計 1 意見）

(1) 自然的状況に関すること（計 1 意見）

⑬	<p>p. 51 大気質その他の大気に係る環境の状況で、7) ダイオキシン類の調査結果が武豊町役場で H27 年度に 0.022pg-TEQ/m<sup>3</sup> とあるだけであるが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設（第 8 条の 2）と産業廃棄物処理施設（第 15 条の 2）許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、施行令第 5 条の 3 で「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であって、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定める」としている。民間の見本となるべき自治体（一部事務組合）は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果を県が公表している。その武豊町分だけでも下表のように記載すべきである。</p> <p>また、この地域のダイオキシン類濃度は現地調査で、0.025、0.025、0.023、0.024、0.034pg-TEQ/m<sup>3</sup> あるが、愛知県の一般環境のダイオキシン類調査結果（平成 27 年度）と比べると、下図の赤丸のように、累積して 60%と 86%に位置し、ダイオキシン類の環境条件は悪い方である。こうしたことも考慮した評価が必要である。</p> <p>平成27年度ダイオキシン類に係る事業者による測定結果(愛知県公表) <a href="http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/228896.pdf">http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/228896.pdf</a> (単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工場・事業場名</th> <th>所在地</th> <th>施設の種類の</th> <th>採取年月</th> <th>排出ガス濃度</th> <th>排出基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>373</td> <td>(株)ニートレックス本社</td> <td>武豊町字小迎184番地</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>休止のまま廃止</td> </tr> <tr> <td>374</td> <td>ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場</td> <td>武豊町字五号地2番地</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H27.5.28</td> <td>0.3</td> <td>10</td> <td>測定後、廃止</td> </tr> <tr> <td>375</td> <td>愛知県西部家畜保健衛生所</td> <td>武豊町内巻1-2</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>休止</td> </tr> <tr> <td>376</td> <td>常滑武豊衛生組合クリーンセンター</td> <td>武豊町字巻町田27</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H27.8.5</td> <td>0.0034</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>377</td> <td>常滑武豊衛生組合クリーンセンター</td> <td>武豊町字巻町田27</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H27.8.5</td> <td>0.021</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>378</td> <td>正起金属加工(株)名古屋工場</td> <td>武豊町大字富貴字中田1番20</td> <td>アルミニウム合金製法用施設</td> <td>H27.10.7</td> <td>0.31</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>379</td> <td>正起金属加工(株)名古屋工場</td> <td>武豊町大字富貴字中田1番20</td> <td>アルミニウム合金製法用施設</td> <td>H27.10.27</td> <td>0.00018</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>380</td> <td>正起金属加工(株)名古屋工場</td> <td>武豊町大字富貴字中田1番20</td> <td>アルミニウム合金製法用施設</td> <td>H27.10.27</td> <td>0.00018</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>381</td> <td>中部知多衛生組合</td> <td>武豊町字巻町田90-10</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H27.6.19</td> <td>0.0079</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>382</td> <td>中部知多衛生組合</td> <td>武豊町字巻町田90-10</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td>H27.6.22</td> <td>0.02</td> <td>10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>愛知県内一般環境のダイオキシン類濃度の累積分布</p>	番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類の	採取年月	排出ガス濃度	排出基準	備考	373	(株)ニートレックス本社	武豊町字小迎184番地	廃棄物焼却炉				休止のまま廃止	374	ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場	武豊町字五号地2番地	廃棄物焼却炉	H27.5.28	0.3	10	測定後、廃止	375	愛知県西部家畜保健衛生所	武豊町内巻1-2	廃棄物焼却炉				休止	376	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字巻町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.0034	5		377	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字巻町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.021	5		378	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.7	0.31	5		379	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.27	0.00018	5		380	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.27	0.00018	5		381	中部知多衛生組合	武豊町字巻町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.19	0.0079	10		382	中部知多衛生組合	武豊町字巻町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.22	0.02	10		<p>既存資料調査は、事業実施区域及びその周辺における環境の状況を把握することを目的として、大気汚染常時監視測定局等の結果を整理しております。</p>
番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類の	採取年月	排出ガス濃度	排出基準	備考																																																																																			
373	(株)ニートレックス本社	武豊町字小迎184番地	廃棄物焼却炉				休止のまま廃止																																																																																			
374	ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場	武豊町字五号地2番地	廃棄物焼却炉	H27.5.28	0.3	10	測定後、廃止																																																																																			
375	愛知県西部家畜保健衛生所	武豊町内巻1-2	廃棄物焼却炉				休止																																																																																			
376	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字巻町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.0034	5																																																																																				
377	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字巻町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.021	5																																																																																				
378	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.7	0.31	5																																																																																				
379	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.27	0.00018	5																																																																																				
380	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製法用施設	H27.10.27	0.00018	5																																																																																				
381	中部知多衛生組合	武豊町字巻町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.19	0.0079	10																																																																																				
382	中部知多衛生組合	武豊町字巻町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.22	0.02	10																																																																																				

表 2(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3. 環境影響の調査、予測及び評価に関する意見（計 24 意見）		
(1) 大気質に関すること（計 6 意見）		
⑭	<p>p. 455 環境保全措置（資材の搬出入）で「工事用資材等運搬車両は、NOx・PM 法適合車両を用いる。」とあることは評価できる。方法書で“2010 年 8 月 13 日に愛知県は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定・施行した。地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこの要綱に従い、工事発注時に車種規制非適合車を使用しないことを明記すべきである。”と指摘したことに対する対応といえる。</p>	<p>廃棄物運搬車両の更新の際には、知多南部広域環境組合から構成市町に対し、低公害車の導入を促進するよう求めていくこととしております。</p>
⑮	<p>p. 457 環境保全措置（廃棄物の搬出入）で“廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。”“廃棄物運搬車両は、NOx・PM 法適合車両を用いるよう努める。”とあるが、愛知県が定めた「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の主旨を十分理解し、地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合であるので、率先してこの要綱に従い、廃棄物運搬車両等に車種規制非適合車を使用しないことを決定することができるはずであり、その旨を明記すべきである。</p>	
⑯	<p>p. 456 環境保全措置（建設機械の稼働等）で、使用時の注意、同時稼働を短くする、適時散水の 3 点しかないが、低公害型建設機械の使用を追加すべきである。平成 29 年 9 月 29 日、国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、第 3 次排出ガス対策型建設機械の型式指定を行い、当該建設機械の普及促進に努めており、すでに 698 機種が指定されている（2 次基準は 2,527 機種：平成 22 年 9 月指定終了）。この低公害型建設機械の使用を明記すべきである。</p> <p>なお、方法書への意見“建設機械の対策…より低公害型の建設機械を可能な限り使用するとあるが、どのように担保していくのか”に対する見解は“工事受注者に対し、可能な限り低公害型の建設機械を使用するよう指導してまいります。” p. 224 と曖昧な表現ながら触れているにもかかわらず、本文の環境保全措置で全く触れていないのは虚偽の見解である。</p>	<p>工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型（低公害型）を可能な限り使用してまいります。なお、その旨は、p. 33 の環境配慮事項に記載しております。</p>



表 2(7) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
⑰	<p>p. 457 で“燃烧ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正に管理する。”とあるが、大事な維持管理に関する情報公開が欠落している。廃棄物処理法が 2010.5.19 に改正公布され、民間の一般廃棄物処理施設（第 9 条の 3）と産業廃棄物処理施設（第 15 条の 2 の 3）は「施設の維持管理の状況に関する情報」について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされ、2011.4.1 から施行される。地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこれ以上の情報公開、例えば、施設の維持管理情報はもちろん、周辺環境の測定結果なども、インターネットで公開することを明記すべきである。</p> <p>“燃烧温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃烧の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、定期的な調査を実施して適正に管理する。”とあるが、廃棄物処理法上の構造基準だけでなく、維持管理基準について触れられていない。「ごみの均一混合、ごみ投入は外気と遮断し定量・連続、燃烧ガスは 800℃以上・連続測定、運転開始、停止時は助燃装置作動等、集じん器へ流入する燃烧ガスは 200℃以下に冷却、CO 濃度は 100ppm 以下・連続測定、などにより維持管理の技術上の基準（廃棄物処理法規則第 4 条の 5）を遵守する」ことを具体的に記述すべきである。</p>	<p>維持管理に関する情報については、本施設における排出ガス濃度の測定状況を含めてインターネット等を利用して、適切に公表することとしております。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理の技術上の基準を遵守することを前提に、事業を実施することとしております。</p>
⑱	<p>p. 457 で“排出ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀等の定期的な調査を行い、適切な運転管理の徹底に努める。”とあるが、廃棄物処理法の維持管理の技術上の基準では、「ダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 月に一回以上測定し、かつ、記録すること」とされ、排出ガスについては測定が義務づけられており、周辺を含めたそれ以上の定期的な調査、公表を行うべきである。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理の技術上の基準を遵守し、適切な運転管理を行ってまいります。</p> <p>また、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）、ダイオキシン類の濃度測定結果は、定期的に公表してまいります。</p>
⑲	<p>工事の実施（資材等の搬入及び搬出 p. 459、建設機械の稼働等 p. 461、掘削、盛土等の土工 p. 463）、土地又は工作物の供用（廃棄物等の搬入及び搬出 p. 466）の評価で“事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。”とあるが、環境保全措置 p. 455、p. 457 で、いずれの場合も低公害型建設機械の使用が明確になっていない。</p>	<p>意見番号⑱に同じ。</p>

表 2(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(2) 騒音及び超低周波音に関すること (計 9 意見)		
⑳	<p>p. 493 騒音[振動 p. 538]について“予測対象時期は、建設機械の稼働等に伴う影響（建設機械からの騒音パワーレベル[振動レベル]の合成値）が最大となる時期として、工事開始後 30 か月目とした。”とあるが、パワーレベルが 98dB の溶接機が 16 台 p. 496 あっても、110dB にしかならず、ラフタークレーン 117dB1 台にも及ばない。こうした小規模で多量の音源も加えて、パワーレベルの合成値が最大の時を選ぶのでは必ずと言っていいほど過小評価となる。</p> <p>予測対象時期の選定は、南西角の既設倉庫解体時期についてはフォークリフトなどの建設機器が敷地境界に近くなる、さらには、全体としてパワーレベルが 100dB 以上の建設機器の合成値が最大のときの 2 ケースを検討すべきである。資料 2 建設機械の稼働等における合成騒音レベル p. 325 を見ても、30 か月目には 127.1dB であるが、5~8 か月目は 120dB ある。この時期の予測を追加し、敷地境界への影響を検討すべきである。</p>	<p>予測は、予測対象時期（影響最大＝パワーレベルの合成値が最大となる時期）において、その時期の工事内容を基に、平均的な建設機械の稼働場所を想定して行っております。</p> <p>なお、事業実施区域西側に位置する既設倉庫は、撤去時期が未定であることから、敷地境界への影響を考慮し、各予測項目の影響が最大になる時期に解体工事を実施すると想定して予測しております。</p>
㉑	<p>p. 795 温室効果ガス等の予測に用いる“工事期間中に稼働する建設機械”として、アースオーガーや杭打機など 18 機種あるが、大気は 22~33 か月目の 11 種類（能力別には 21 種類）p. 392、騒音・振動は 30 か月目に限定されているため 7 機種だけであり、アースオーガーや杭打機は含まれていない p. 496、p. 542。このように、敷地境界で最大値になる時期を除外する危険のある予測は再検討すべきである。</p>	<p>予測は、予測対象時期（影響最大＝パワーレベルの合成値が最大となる時期）において、その時期の工事内容を基に、平均的な建設機械の稼働場所を想定して行っております。</p>
㉒	<p>p. 522 “低騒音型建設機械を可能な限り使用する。”という言葉だけであり、事業者の実行可能な範囲でできる低減策とは言えない。事業者として“指定されている機種は低騒音型建設機械を使用する。”と決定し、工事契約書に記載すればできる対策である。建設機械の予測条件では、バックホウ、ラフタークレーン（ホイールクレーン）、クローラクレーン、空気圧縮機、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、溶接機があげられているが、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、溶接機以外は国土交通省により低騒音型建設機械として指定されている。</p>	<p>低騒音型建設機械を可能な限り使用してまいります。なお、その旨は、p. 33 の環境保全措置に記載しております。</p>
㉓	<p>p. 523 “廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。”とあるが、低公害車としての電気自動車に触れるべきである。また、使用に努めるという言葉だけではなく、2 市 3 町の廃棄物運搬車両の更新の際は、電気自動車、低燃費車等に更新することなど、具体的スケジュールを明記すべきである。</p> <p>このため、「知多南部地域ごみ処理基本計画（平成 28 年 8 月）」の収集運搬計画 p. 132 に、廃棄物運搬車両の更新について追加すべきである。</p> <p>ちなみに、名古屋市の富田工場更新事業の評価書（平成 27 年 7 月）p. 163 では環境保全措置として“ごみ収集車の更新にあたっては低公害車を導入する。”と明記している。</p>	<p>意見番号 ㉒ に同じ。</p>

表 2(9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>p. 497 騒音の建設機械予測位置、p. 543 振動の建設機械予測位置が設定されているが、移動する建設機械が敷地境界に近づく場合には、騒音・振動とも最大になる。その場合を検討すべきである。</p> <p>例えば、南西角の 4 台のバックホウによる作業が何のためかはこの部分では不明であるが、植生図 p. 679 によれば、12：工場となっており、温室効果ガス等の予測対象時期で“既設倉庫解体を考慮した予測” p. 793 とあるため、解体と整地作業と思われる。計画施設の配置図 p. 11 では何もないため、記載してその作業の必要性を検討すべきである。そのうえで、もっと敷地境界内側に移動することを検討し、どうしても必要なら、バックホウによる解体・整地作業が敷地に最近接する位置での予測をすべきである。</p> <p>また、最大の騒音源であるラフタークレーン 117dB については、これ以上敷地境界に近づけることがないことを明記すべきである。</p>	<p>予測は、予測対象時期（影響最大＝パワーレベルの合成値が最大となる時期）において、その時期の工事内容を基に、平均的な建設機械の稼働場所を想定して行っております。</p> <p>なお、事業実施区域西側に位置する既設倉庫は、撤去時期が未定であることから、敷地境界への影響を考慮し、各予測項目の影響が最大になる時期に解体工事を実施すると想定して予測しております。</p> <p>また、敷地境界周辺における工事では、特に低騒音・低振動型建設機械の使用徹底等の環境保全措置を講じてまいります。</p>
25	<p>工事の実施（建設機械の稼働等 p. 524）、土地又は工作物の供用（廃棄物等の搬入及び搬出 p. 525）の評価で“事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。”とあるが、建設機械の稼働等では、“低騒音型建設機械を可能な限り使用する。” p. 522 という言葉だけであり、事業者の実行可能な範囲でできる低減策とは言えない。事業者として決定し、工事契約書に記載すればできる対策である。</p> <p>廃棄物等の搬入及び搬出では“廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。”p. 523 とあるが、低公害車としての電気自動車に触れるべきである。また、使用に努めるという言葉だけではなく、2 市 3 町の廃棄物運搬車両の更新の際は、電気自動車、低燃費車等に更新することなどを明記すべきである。</p>	<p>低騒音型建設機械を可能な限り使用してまいります。なお、その旨は、p. 33 の環境保全措置に記載しております。</p> <p>また、廃棄物運搬車両の更新の際には、知多南部広域環境組合から構成市町に対し、低公害車の導入を促進するよう求めていくこととしております。</p>
26	<p>p. 524 “工事用資材等運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは 1dB 未満と小さいことから、騒音に係る環境基準の適合状況に影響を及ぼすものではないと評価する”、p. 525 “廃棄物運搬車両の走行に伴い増加する騒音レベルは 1dB 未満と小さいことから、騒音に係る環境基準の適合状況に影響を及ぼすものではないと評価する。”と、悪名高い環境基準と比較しているだけであるが、No.5、No.6、No.7 に適用している「70dB 以下」は、通常の「道路に面する環境基準」より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用される特例であり、単純にこの値と比較するだけでは不十分である。広島高裁判決 2014. 1. 29 「昼間屋外値 Leq65dB を超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより確定している。この確定した広島高裁判決の内容も踏まえて評価を再検討すべきである。</p> <p>ちなみに、名古屋市が環境影響評価中の南陽工場更新事業では、配慮書への意見に対する事業者の見解で、道路騒音の評価は、環境基準のほかに“環境基準から 5dB 減じた値”（これは広島高裁で確定した値と同じ）との比較を方法書で記載すると明言している。</p>	<p>本事業の環境影響評価における道路交通騒音の評価基準は、騒音に係る環境基準を用いて評価しております。</p>

表 2(10) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

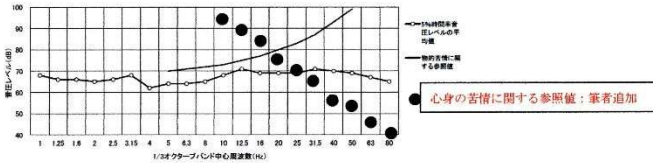
番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																														
㉑	<p>p. 477 低周波音の調査の評価で「物的苦情に関する参照値」と「心身に係る苦情に関する参照値」とを混同している。表 8.2-9G 特性等価音圧レベルの注 2) で“表中の値は「心身に係る苦情に関する参照値」を示している”のは“物的苦情に関する参照値”の間違いである。資料 2 の p. 316 ~ p. 319 も同様に間違っている。</p> <p>そもそも、「低周波音問題対応の手引き書」(環境省、平成 16 年 6 月)では、どちらも 1/3 オクターブバンド音圧レベルを参照値とも比較し“参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる”とされているが、“G 特性等価音圧レベルは…「心身に係る苦情に関する参照値」の 92dB を下回っていた。また、1/3 オクターブバンド周波数別の音圧レベルの調査結果は、全ての周波数帯において「物的苦情に関する参照値」を下回っていた。”と心身に係る苦情は、G 特性等価音圧レベルのみで 1/3 オクターブバンド周波数別に比較していない。</p> <p>手引きに従い、心身に係る苦情を 1/3 オクターブバンド周波数別で比較すると、31.5Hz、40Hz、50Hz、63Hz、80Hz では、“心身に係る苦情の可能性が考えられる。”このことを明記すべきである。</p>	<p>低周波音には環境基準や規制基準はなく、低周波音問題対応の手引書に記載されている参照値は、低周波による問題が疑われた場合に、原因を調べる上で参考とする値として掲載しているものです。</p> <p>なお、本事業では、「心身に係る苦情に関する参照値」について、本手引書を参考に、G 特性等価音圧レベル 92dB を評価の指標として採用しております。</p>																																														
㉒	<p>p. 520 “類似施設における調査結果より、機械等の稼働による G 特性等価音圧レベルは、…最大値 82dB、平均値の最大値 75dB であり、…手引書における心身の苦情に関する参照値である 92dB を下回ると予測する。”とし、“予測結果によれば、手引書における心身の苦情に関する参照値を下回る。” p. 525 とあるが、「低周波音問題対応の手引き書」(環境省、平成 16 年 6 月)では、「心身に係る苦情に関する評価方法：(1) G 特性で 92dB 以下であれば、20Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。(2) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。」とされており、1/3 オクターブバンド音圧レベルを参照値とも比較する必要がある。なお、p. 477 の G 特性等価音圧レベルは最大が No.4 の 81dB (平日、休日とも)となっており、p. 520 の 82dB ではない、また、資料 2 では平日 82dB、休日 83dB と食い違っている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>低周波音による物的苦情に関する参照値</p> <table border="1" data-bbox="323 1518 1002 1576"> <tr> <td>1/3oct.中心周波数 Hz</td> <td>5</td><td>6.3</td><td>8</td><td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td> </tr> <tr> <td>1/3oct.音圧レベル dB</td> <td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>75</td><td>77</td><td>80</td><td>83</td><td>87</td><td>93</td><td>99</td> </tr> </table> <p>低周波音による心身に係る苦情に関する参照値</p> <table border="1" data-bbox="330 1619 1002 1677"> <tr> <td>1/3oct.中心周波数 Hz</td> <td>10</td><td>12.5</td><td>16</td><td>20</td><td>25</td><td>31.5</td><td>40</td><td>50</td><td>63</td><td>80</td> </tr> <tr> <td>1/3oct.音圧レベル dB</td> <td>92</td><td>88</td><td>83</td><td>76</td><td>70</td><td>64</td><td>57</td><td>52</td><td>47</td><td>41</td> </tr> </table> </div> <p>表 2-4-1(4) 中心周波数別調査結果(平日)(No.4)</p> <p>調査地点 No.4 調査日時 平成23年10月29日(水) 9:00~14:00</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料 2 騒音及び超低周波音に係る資料</div>  <p style="text-align: center;">2-31</p>	1/3oct.中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	1/3oct.音圧レベル dB	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99	1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41	
1/3oct.中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50																																					
1/3oct.音圧レベル dB	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99																																					
1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																						
1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																																						

表 2(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(3) 振動に関すること (計 1 意見)		
②9	<p>p. 545 で最大値を示す敷地境界上で 69dB と予測され、夜間の規制基準値 70dB に近い。経年劣化等でもっと振動が大きくなる危険性を考慮すべきである。</p> <p>これは振動源機器の位置 p. 547 で、炉室が最も北側であり、最大の振動源ボイラ給水ポンプ 90dB4 台があるためである。基本的には、計画施設そのものをあと 10m 程南側へ移動すべきである。それでなければ、その南側のごみ受入施設、プラットホームと位置を入れ替えて、炉室を真ん中にすることを検討し、駄目でも、給水ポンプの位置をもっと南側に移動すべきである。</p>	<p>機械等の稼働については、振動の大きい機器等を防振架台または独立基礎上に設置するなどの環境保全措置を実施してまいります。</p> <p>また、各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うよう維持管理を徹底してまいります。</p>
(4) 地盤・土壌に関すること (計 1 意見)		
③0	<p>p. 598 “土壌汚染の状況（ダイオキシン類を除く）の調査は、図 8. 6-1(1)に示す”とあるが、騒音、振動などの予測で、敷地南西側でフォークリフト 4 台を用いる作業があり、整地作業を伴うものと思われ、その掘削土壌の調査が不足している。</p> <p>また、ダイオキシン類の調査が工場棟の 3 地点だけ p. 599 というのも不十分である。当初の半田市最終処分場でダイオキシン類が検出され、場所の選定からやり直した経過を忘れたのではないか。</p>	<p>方法書では、土壌のダイオキシン類調査は、事業実施区域内 1 地点とその周辺 3 地点の合計 4 地点で実施することとしていましたが、地下水のダイオキシン類について調査した結果、環境基準を超過している地点があることが判明したため、方法書に対する愛知県知事の意見の中の「環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」という意見を踏まえて、地下水の環境基準を超過した地点の近傍 2 地点を、土壌の調査地点として追加しました。</p> <p>なお、工事着手前に土地の形質変更部分に対する土壌汚染状況調査・詳細調査等を実施し、その結果に基づいて汚染土壌の除去等の適切な措置を講じてまいります。</p>
(5) 日照障害に関すること (計 1 意見)		
③1	<p>p. 640 “周辺地域の住宅地への影響をより小さくするため、計画施設はできるだけ北側敷地境界との距離をあげる。”とあるが、等時間日影図 p. 639 で見ると、計画施設の位置は北側が敷地から 25m 短く、南側は 50m と長くなっている。この環境保全措置（日照障害）は虚偽記載である。記述通り計画施設はあと 10m 以上南側に移動すべきである。なお、この南側移動で北側の振動も軽減される。</p>	<p>周辺地域の住宅地への影響をより小さくするため、計画施設はできるだけ北側敷地境界との距離をあげることにしてまいります。なお、その旨は、p. 640 の環境保全措置に記載しております。</p>

表 2(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) 動物に関すること (計 1 意見)		
③②	<p>p. 667 工事の実施（建設機械の稼働等）で“また、工事にあたっては低騒音・低振動型の建設機械等の導入等を図ることから、建設機械の稼働等によるミサゴの生息環境への影響は小さいと予測する。”（ケリも同文）とあるが、“可能な限り使用する”と“導入等を図る”とは異なるはずである。どちらが正しいのか。また、環境保全措置（建設機械の稼働等）で“低騒音・低振動型の建設機械を導入する。” p. 669、p. 714 とあるのは、“低騒音型建設機械を可能な限り使用する。” p. 522 と食い違っている。</p>	<p>環境影響評価書において、整合を図り修正してまいります。</p>
(7) 景観に関すること (計 2 意見)		
③③	<p>施設の色、デザインは、周辺景観と調和するようにしてほしい。</p>	<p>建物の外観は、周辺景観との調和に配慮した施設の形状及び色彩としてまいります。なお、その旨は、p. 734 の環境保全措置に記載しております。</p>
③④	<p>p. 734 “建物の外観は、周辺景観との調和に配慮した施設の形状及び色彩とする。”とあるが、景観予測結果（No.3：武豊町地域交流施設） p. 731 が正しいとすれば、不格好な灰色の建物が建っているだけで、とても形状及び色彩に配慮したとは言えない。それとも、色彩はこれから考えるという事か。</p> <p>“武豊町地域交流施設からの眺望景観に変化が生じるものの、…環境保全措置を実施することから、景観に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。” p. 734 はあまりにも独りよがりの判断である。</p>	
(8) 廃棄物等に関すること (計 2 意見)		
③⑤	<p>焼却灰は埋立ではなく有効利用すべきではないか。</p>	<p>焼却灰の処理は、今後の社会動向を踏まえながら、リサイクルの検討を進めてまいります。</p>
③⑥	<p>p. 786 建設工事等に伴う副産物で“予測に用いた発生原単位は、用途は工場、規模（延床面積）は、10,000m<sup>2</sup> 以上の場合の値”としているが、“予測は…既設倉庫解体に伴う副産物の発生量を推計した。” p. 785 とあるため、用途は工場ではなく倉庫とすべきである。出典の「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社）日本建設業連合会、平成 24 年 11 月）に示される用途・規模別（延床面積）の発生原単位” p. 785 では、工場よりも倉庫の方が発生原単位が大きくなっている。出典 p. 46 を確認すると、10,000m<sup>2</sup> 以上の全構造で、コンガラは工場で 4.4kg/m<sup>2</sup> だが、倉庫では 4.9kg/m<sup>2</sup>、アスコンは工場で 0.5kg/m<sup>2</sup> だが、倉庫では 1.6kg/m<sup>2</sup>、ガラス陶磁器は工場で 0.7kg/m<sup>2</sup> だが、倉庫では 0.8kg/m<sup>2</sup> など、ほとんどの品目で倉庫の方が大きい。このような間違えた過小予測は修正すべきである。</p>	<p>「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」に示される発生源単位は、施設の建設に伴う副産物の予測に用いることから、既設倉庫解体に伴う副産物の予測に用いた廃棄物の発生量は、工事関係者へのヒアリング調査結果に基づき設定しております。</p>

表 2(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(9) 温室効果ガス等に関すること (計 1 意見)		
③7	<p>p. 811 温室効果ガスの評価は、工事中、供用時ともに、環境影響の回避・低減に係る評価だけであるが、予測で具体的に、稼働時で 32,759.8-16,085.2=16,676.6t-CO<sub>2</sub>/年 p. 808、工事車両走行で 3,864.2t-CO<sub>2</sub>p. 807、建設機械稼働で 3,539.6t-CO<sub>2</sub>p. 807、廃棄物運搬車両の走行で 1,182.5t-CO<sub>2</sub>/年 p. 809 で、温室効果ガス総排出量は稼働時に 2,859.1t-CO<sub>2</sub>/年、工事中に 7,403.8t-CO<sub>2</sub> もあることを予測しているのだから、「環境保全に関する基準等との整合性に係る評価」を追加記載すべきである。このままでは何のために予測したのかわからなくなる。</p> <p>第 2 次武豊町地球温暖化対策実行計画は平成 21 年度から平成 25 年度を計画期間として、武豊町の行政事務で基準年度の温室効果ガス排出量 2,661.296t-CO<sub>2</sub>/年を平成 26~30 年度に 2%削減すると各種対策を講じることとしている。この武豊町の実行計画の基準年の排出量(約 2,661t-CO<sub>2</sub>/年)以上に稼働時だけで排出する今回の事業計画(約 2,859t-CO<sub>2</sub>/年)は認められるのか。</p> <p>また、愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2020」では、1990 年度比 15%減を目指し、7,701 万 t-CO<sub>2</sub>/年を 6,545 万 t-CO<sub>2</sub>/年にするため、排出量原単位を産業 2.1t-CO<sub>2</sub>/生産額百万円(-34%)、業務 0.06t-CO<sub>2</sub>/床面積 m<sup>2</sup>(-54%)、家庭 1.4t-CO<sub>2</sub>/世帯(-59%)、運輸 1.3t-CO<sub>2</sub>/人(-24%)と全ての分野で努力する計画となっている。この 1,156 万 t-CO<sub>2</sub>/年を削減する計画に対し、今回の事業計画(約 2,859t-CO<sub>2</sub>/年、工事で約 7,404t-CO<sub>2</sub>)は、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」にとってどのような悪影響を与えるのか、整合性の評価結果を追加記載すべきである。</p>	<p>温室効果ガスについては、環境保全に関する基準等との整合性に係る評価は行っていませんが、環境影響の回避・低減に係る評価を行っております。</p> <p>一方、「第 2 次武豊町地球温暖化対策実行計画」は、武豊町自らが行う事務・事業に関しての計画であり、本事業は含んでおりません。</p> <p>また、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」は県全体の目指すべき姿を示したものです。本事業においては 3 つの現有焼却施設をまとめ、効率化、環境への負荷等の削減を図ることで温室効果ガス排出量を低減してまいります。</p>
4. その他に関する意見 (計 1 意見)		
(1) 資料編に関すること (計 1 意見)		
③8	<p>p. 488 など、交通量の予測条件は“(平成 28 年 10 月の)現地調査における平日及び土曜の一般車両及び現況の廃棄物運搬車両交通量を用いる”とし、例えば No.7(国道 247 号)では、平日 14,125 台(大型車 1,028)/16 時間 p. 481 に、工事中は大型車 18 台、小型車 53 台 p. 489、供用時は大型車 44 台 p. 510 だけであるが、この地域は武豊火力等の大規模工事、供用が予定されており、道路交通公害(大気、騒音、振動)は激化することが明らかである。現地調査時の交通量に追加して予測すべきである。</p> <p>ちなみに、武豊火力では工事開始後 11 か月目に No.7(国道 247 号)とほとんど同じ地点で工事関係車両が 1,914 台(大型車 1,658)、定期点検時には 1,364 台(大型車 184 台)と桁違いの車両が通過する。これを無視した予測は意味がない。</p> <p>また、大阪ガスの関係会社の中山名古屋共同発電が新設の名古屋第 2 発電所 11 万 kw(計画地の 300m 北側)の営業運転を 2017 年 9 月 2 日から開始しており、この交通量も現地調査の 2016 年には含まれておらず、将来予測交通量が過小に評価されている。</p>	<p>施設の供用に係る武豊火力発電所リプレース計画との複合影響についての予測結果は、資料編 p. 441 に記載しています。</p> <p>なお、複合影響の検討は、公表されている資料に基づき、行っております。</p>